

松江市 報道機関配布資料

令和7年11月18日

件名 「松江市公文書等の管理に関する条例」(案)・「松江市文書館の設置及び管理に関する条例」(案) パブリックコメント実施について

内容

「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)では、地方公共団体は、保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定をし、及びこれを実施するよう努めなければならないとしています。

松江市においても、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民の皆様が主体的に利用しえるものであることにかんがみ、公文書の適正な管理、歴史公文書の適正な保存及び利用等を図り、市政についての知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民の皆様に説明する責務が全うされることを目的に「松江市公文書等の管理に関する条例」(案)を作成しました。

また、合わせて、歴史的に重要な公文書と、市の歴史に関連する古文書等の記録資料(地域史料)を収集・保存し、市民の利用に供するべく、「松江市文書館の設置及び管理に関する条例」(案)を作成しました。

この度、作成した両条例を市民の皆様にお示しし、意見募集(パブリックコメント)を行いますので、幅広いご意見をお寄せいただきますようお願いします。

<パブリックコメント実施期間>

令和7年11月25日(火)～12月24日(水)

本市ホームページ(右記QRコード)のほか、

市役所情報公開コーナー、総務課、松江城・史料調査課、

各支所にて閲覧できます。



【問い合わせ】

総務部総務課 担当：小山 電話： 0852-55-5112

文化スポーツ部松江城・史料調査課 担当：小山 電話 0852-55-5388

「松江市公文書等の管理に関する条例」（案）に対する パブリックコメント（意見募集）

松江市 総務部 総務課

1 趣旨

「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号）では、地方公共団体は、保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定をし、及びこれを実施するよう努めなければならぬとしています。

また、「松江市文書館（仮称）基本計画」（令和7年3月策定）においても、公文書は市民共有の知的資源として継続的に後世に残し、市民だれもが公平公正に利用できる必要があるとしています。

松江市においても、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民の皆様が主体的に利用しえるものであることにかんがみ、公文書の適正な管理、歴史公文書の適正な保存及び利用等を図り、市政についての知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民の皆様に説明する責務が全うされることを目的に、「松江市公文書等の管理に関する条例」（案）を作成いたしました。

この度、作成した「松江市公文書等の管理に関する条例」（案）を市民の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広いご意見をお寄せいただきますようお願いします。

2 意見募集期間

令和7年11月25日（火）～令和7年12月24日（水）（必着）

3 掲出・閲覧場所

「松江市公文書等の管理に関する条例」（案）及びこの概要は、次の各所で御覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎（本館3階総務課内行政資料コーナー、総務課）
- 松江城・史料調査課（松江市環境センター3階）
- 各支所

4 ご意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。なお、障がいなどのため、これらの方法によりがたい場合は、下に記載しているお問合せ先までご連絡ください。
 - ・郵送
 - ・ファクシミリ
 - ・電子メール

※宛先・送信先は下に記載

 - ・持参（持参先：総務課）
- ・ご意見を提出される際は、意見と、お名前、ご住所、電話番号（団体にあっては、名称、所在地）をご記入ください。
- ・様式は問いません。参考に、様式「松江市公文書等の管理に関する条例（案）に対する意見提出書」を添付しています。

5 お寄せいただいたご意見の取扱い

- ・いただいたご意見は、計画策定の参考にさせて頂きます。
- ・いただいたご意見とそのご意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）は公表しません。

- ・いただいたご意見への個別の回答はいたしません。
- ・提出意見に記載された個人情報は、記載内容の確認以外には使用いたしません。

◎お問合せ先・ご意見の提出先

松江市 総務部 総務課

〒690-8540 松江市末次町 86 番地 電話 0852-55-5112 FAX 0852-55-5530

電子メール soumu☆city.matsue.lg.jp

(スパムメール防止のため「@」を「☆」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に変更の上、お送りいただきますようお願いします。)

「松江市文書館の設置及び管理に関する条例」（案）に対する パブリックコメント（意見募集）

松江市 文化スポーツ部 松江城・史料調査課

1 趣旨

「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号）や「公文書館法」（昭和62年法律第115号）では、国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有することとされています。

松江市においても、歴史的に重要な公文書と、本市の歴史に關連する古文書等の記録資料（地域史料）を収集・保存し、市民の利用に供するべく、「松江市文書館」の整備を進めております。

この度、作成した「松江市文書館の設置及び管理に関する条例」（案）を市民の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広いご意見をお寄せいただきますようお願いします。

2 意見募集期間

令和7年11月25日（火）～令和7年12月24日（水）（必着）

3 掲出・閲覧場所

「松江市文書館の設置及び管理に関する条例」（案）及びこの概要は、次の各所で御覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎（本館3階総務課内行政資料コーナー）
- 松江城・史料調査課（松江市環境センター3階）
- 各支所

4 ご意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。なお、障がいなどのため、これらの方法によりがたい場合は、下に記載しているお問合せ先までご連絡ください。
 - ・郵送
 - ・ファクシミリ
 - ・電子メール

※宛先・送信先は下に記載

 - ・持参（持参先：松江城・史料調査課）
- ・ご意見を提出される際は、意見と、お名前、ご住所、電話番号（団体にあっては、名称、所在地）をご記入ください。
- ・様式は問いません。参考に、様式「松江市文書館の設置及び管理に関する条例（案）に対する意見提出書」を添付しています。

5 お寄せいただいたご意見の取扱い

- ・いただいたご意見は、条例制定の参考にさせて頂きます。
- ・いただいたご意見とそのご意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）は公表しません。
- ・いただいたご意見への個別の回答はいたしません。
- ・提出意見に記載された個人情報は、記載内容の確認以外には使用いたしません。

◎お問合せ先・ご意見の提出先

松江市文化スポーツ部 松江城・史料調査課

〒690-0826 松江市学園南一丁目20番43号 電話 0852-55-5388 FAX 0852-55-5495

電子メール shiryo☆city.matsue.lg.jp

(スパムメール防止のため「@」を「☆」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に変更の上、お送りいただきますようお願いします。)